

平成23年9月1日
市原市

物品売買契約書等の一部改正について

市原市では、契約の相手方が暴力団等である場合などにおける解除権について、建設工事及び測量・コンサルタントについては既に規定しているところですが、新たに物品及び特定の役務の調達についても適用するため、物品売買契約書を一部改正いたしますのでお知らせいたします。

1 今回適用する業種

物品及び特定の役務の調達（これにより、市の締結する全ての契約書について、契約の相手方が暴力団等である場合の解除権が付されることとなります。）

2 適用区分

以下の区分ごとに契約する案件から適用することといたします。

- (1) 指名競争入札による場合 平成23年9月1日以降に指名通知を行うもの
- (2) 随意契約による場合 平成23年9月1日以降に見積依頼を行うもの